

東日本大震災からの復興に係る計画を議会の議決事件として定める条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規定に基づき、東日本大震災からの復興に係る計画の策定等を議会の議決事件として定めることにより、本市の復興に係る施策の計画的かつ迅速な推進に向けて計画の段階から議会が積極的な役割を果たし、もって早期の復興の実現に資することを目的とする。

(議決すべき事件)

第二条 市長は、東日本大震災からの復興に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画の策定、変更又は廃止については、議会の議決を経なければならない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第二条の規定に基づき議決を経た計画の期間が満了した日(当該計画が廃止されたときは、その廃止された日)に、その効力を失う。

理由

東日本大震災からの復興に係る計画の策定等について議会の議決事件とするため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。